

**第2次奈良市もてなしのまちづくり
推進行動計画
(平成28年度～平成32年度)**

本市では、市民の皆さん一人ひとりがもてなしの心を育み、さらに魅力あふれる奈良市をつくるため、「奈良市もてなしのまちづくり条例」の制定、そして「奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画」の策定により、もてなしのまちづくりの取組を進めてまいりました。

その間、2013年のオリンピック・パラリンピック東京招致プレゼンテーションを機に「おもてなし」という言葉が日本中、世界中から注目されるようになり、2020年という一つの節目の年に向かって、様々なモノやコトが急速に進歩してきています。

世界遺産をはじめとする豊富な観光資源を有する本市において、観光客の増加は飲食業、宿泊業、小売業をはじめとする地域産業に大きな経済効果を及ぼすことが予想されます。より多くの観光客が本市を訪れ、滞在を楽しんでいただけるよう受入環境の整備に取り組んでいきます。

また、観光客の皆さんを温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただき、「奈良市を訪れてよかった」と心から思ってもらうためには、市民の皆さんのご協力が大切になります。そこで、前計画の成果と課題を踏まえ、市民や地域で活動されている団体、NPO法人、ボランティア、事業者など多様な主体と協働しながらこの取組を進めていく「第2次奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画」を策定いたしました。市民の皆さんが本市に誇りや愛着を感じ、今後も住み続けたいと思うようなまち、そして世界に誇れるようなまちにしていくため、みんなで一緒にもてなしのまちづくりを進めていきましょう。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の委員の皆様と、貴重なご意見をいただきました市民の皆様や関係者の方々に心から感謝を申し上げます。



奈良市長

仲川 げん

【 目 次 】

1. はじめに	1
(1) 第2次奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画策定にあたって	1
(2) 行動計画の位置づけ	1
(3) 行動計画の期間	1
2. 行動計画の構成	2
3. 行動計画の推進にあたって	3
(1) 重点項目の設定	3
(2) 推進体制	5
4. もてなしのまちづくりを進める様々な取組	6
(1) 広報及び啓発	6
(2) 活動の促進	6
(3) 学習の支援及び教育	7
(4) 観光の振興	7
(5) 交流の促進	8
(6) 美しいまちづくり	8
(7) 優しいまちづくり	9
(資料編)	
(1) 奈良市もてなしのまちづくり条例	10
(2) 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会委員名簿	15
(3) 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会からの参考意見(抜粋)	16

1. はじめに

(1) 第2次奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画策定にあたって

本市では平成21年4月に、誰もが訪れたいくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することを目的として「奈良市もてなしのまちづくり条例」を制定しました。そして、条例の基本理念をより具体的な取組に結び付けていくために、平成22年3月に「奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画」を策定し、条例で挙げられている7つの項目を計画の柱として体系化し、総合的・計画的な推進を図ってきました。

しかし、計画策定から5年以上が経ち、その間にわが国や本市の社会状況が変化してきています。そこで、今回計画を見直し、「第2次奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画」を策定しました。

(2) 行動計画の位置づけ

行動計画は、「奈良市第4次総合計画」に基づく個別計画として位置づけます。

(3) 行動計画の期間

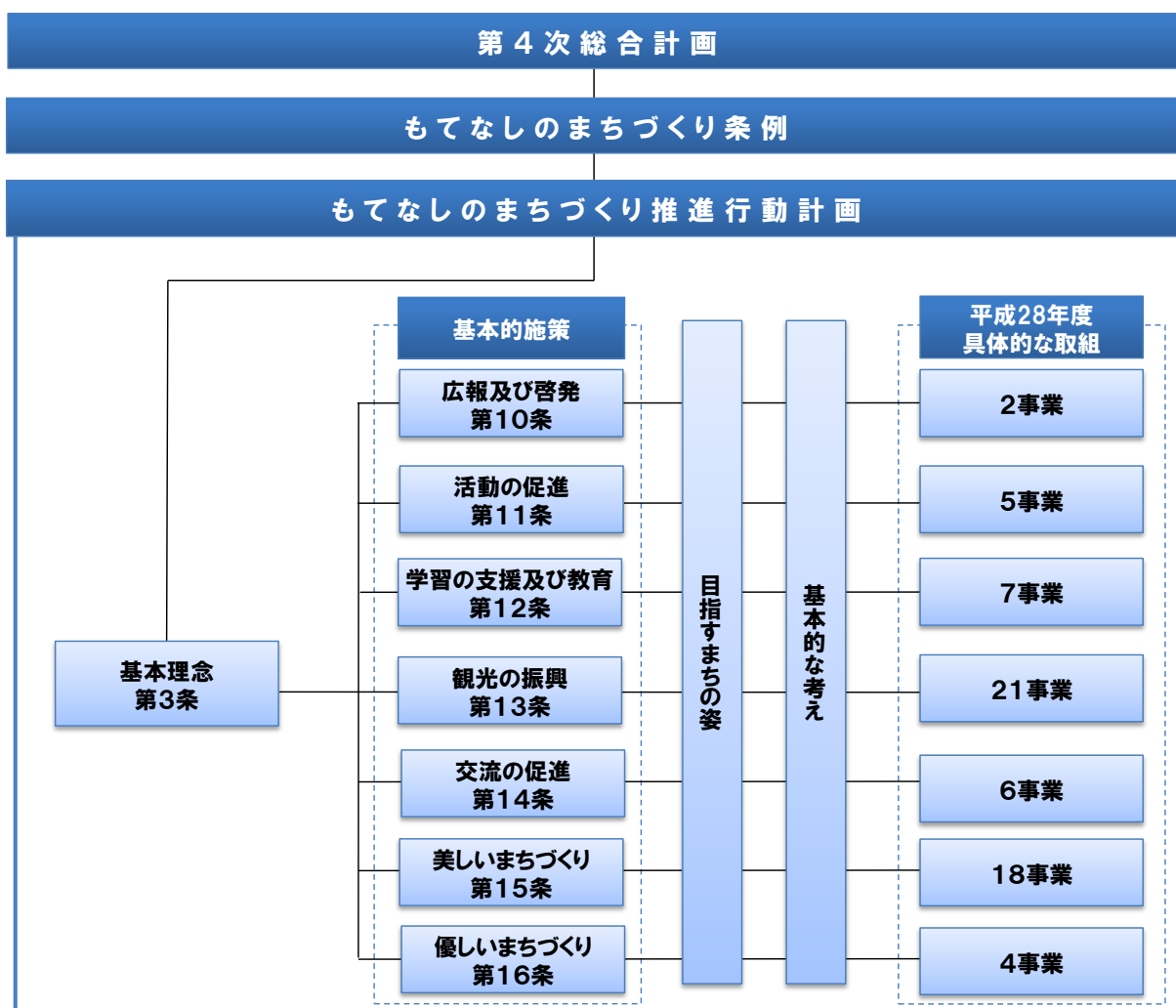
行動計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、第4次総合計画後期基本計画と計画期間を揃えることにより、一体的な運用を図ります。

	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
もてなしのまちづくり 推進行動計画	3月 策定	第1次行動計画						第2次行動計画				
第4次総合計画	基本構想	基本構想										
	基本計画	前期基本計画						後期基本計画				
	実施計画	3ヶ年の計画を毎年度 ローリング方式で見直し										

2. 行動計画の構成

もてなしのまちづくりの推進にあたっては、前行動計画と同様、もてなしのまちづくりを進める基本的施策として条例で挙げられている7項目を計画の柱とし、各項目において5年後の「目指すまちの姿」やそれを実現するための取組の方向性の「基本的な考え」、その考えに沿った「具体例な取組」を示しました。

なお、具体的な取組については行動計画の別冊として集約し、毎年度更新を行います。



3. 行動計画の推進にあたって

.....

(1) 重点項目の設定

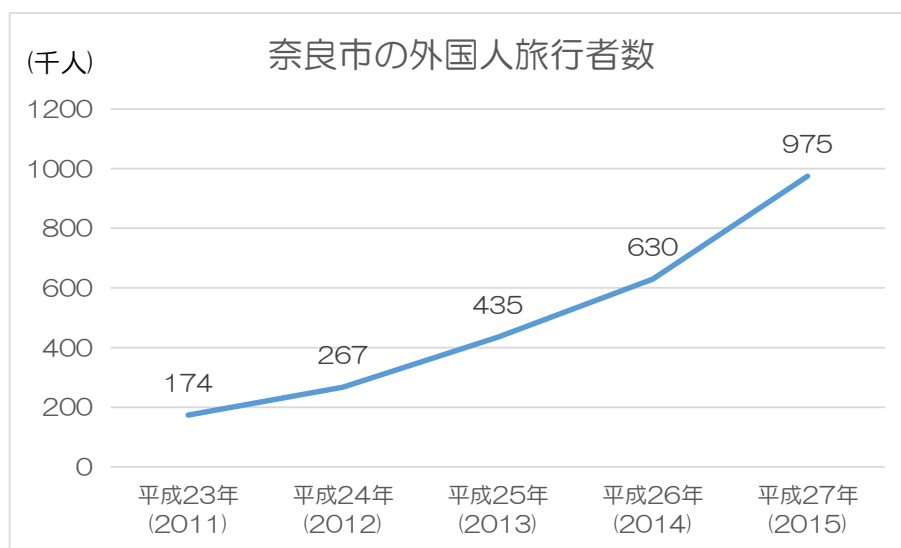
行動計画の推進にあたっては、もてなしのまちづくりの重点項目を設定することが効果的と考え、第2次行動計画では、本市の観光分野における取組状況等をふまえた上で、具体的な重点項目を設定します。

① 日本を訪れる外国人旅行者を対象とした「もてなし」

訪日外国人旅行者は、アジア諸国の経済成長やビザの発給要件緩和、円安などの条件が重なったことで増加傾向にあり、2013年（平成25年）には初めて1,000万人を超えました。奈良市においても、外国人旅行者数は近年増加傾向にあります（下図）。

また、2013年（平成25年）のIOC（国際オリンピック委員会）総会で行われた、オリンピック・パラリンピックの東京招致に向けたプレゼンテーションにより「おもてなし」という言葉が世界的に注目されたことで、2020年（平成32年）開催に向けたもてなしの期待感も高まり、今後ますます多くの外国人旅行者が日本を訪問することが予想されます。

以上のことから、今後も増加が見込まれる訪日外国人旅行者を対象に、もてなしのまちづくりを進めることが効果的であると考えています。

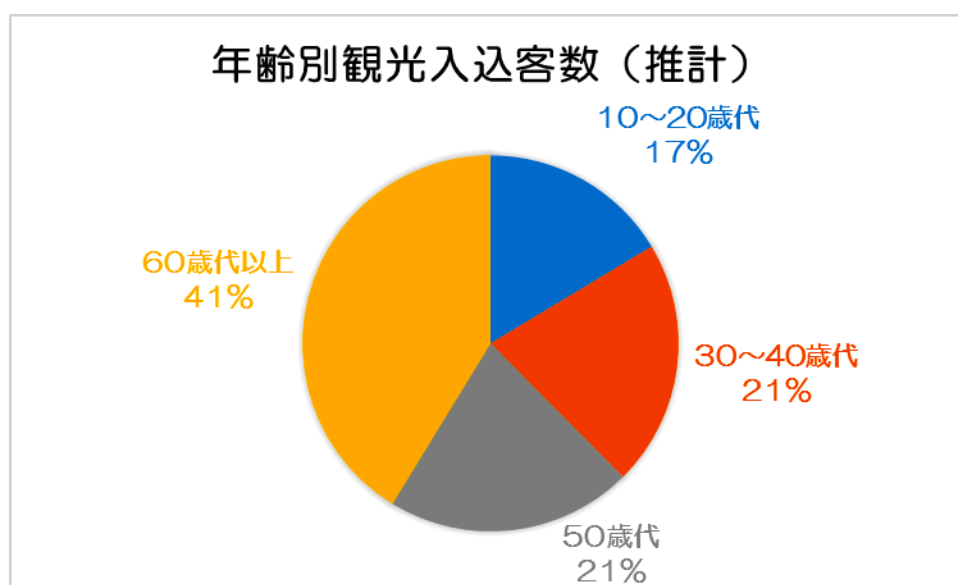


奈良市「奈良市観光入込客数について」（平成23年～平成27年）
を基に作成

② 60歳以上のシニア世代を対象とした「もてなし」

わが国では高齢化率の上昇傾向が続いており、2010年（平成22年）に23.0%であった高齢化率は、2030年（平成42年）には30.3%になる見込みです。本市の2010年（平成22年）の高齢化率は23.3%で、全国とほぼ同様の水準ですが、2030年（平成42年）には35.0%と、全国を上回るペースで上昇することが見込まれています。

また奈良市を訪れる観光客の41%が60歳以上のシニア世代であるという調査結果もあり¹、若い世代に比べて比較的時間に余裕があるシニア世代に焦点を絞ることで、観光客の増加につながるものと考えます。



奈良市「奈良市観光戦略基礎調査 報告書」（平成24年）

¹ 奈良市「奈良市観光戦略基礎調査 報告書」（平成24年 p.22.）

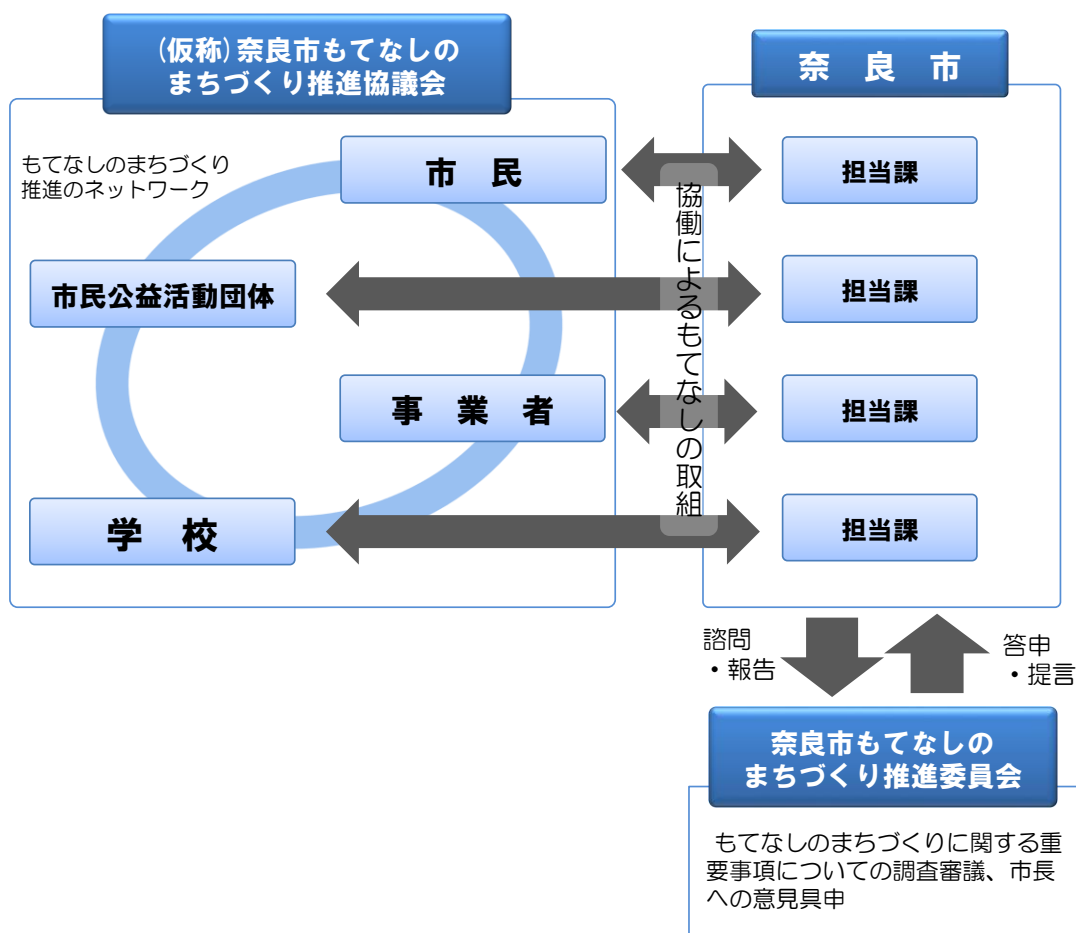
(2) 推進体制

誰もが訪れたいくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市の実現のもと、市は市民や市民公益活動団体²、事業者など各主体と協働しながら、もてなしのまちづくりの取組を進めています。今後は、さらに市と各主体間の協働を強め、取組を推進していくことが重要です。

このため、行動計画で掲げる具体的な取組に係る主体などからなる「(仮称)奈良市もてなしのまちづくり推進協議会」の設立に向け取り組みます。

なお、行動計画の進行管理については、条例第20条にもとづく附属機関である「奈良市もてなしのまちづくり推進委員会」がその役割を担います。

【推進体制 イメージ】



² 自治会など地縁に基づいて組織された団体（地域自治組織）や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、市民公益活動（不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動）を継続的に行うもの。

4. もてなしのまちづくりを進める様々な取組

もてなしのまちづくりを推進するうえでの「目指すまちの姿」を設定し、目指すまちの姿を実現するための取組の方向性としての「基本的な考え」を示しています。

なお、基本的な考えにもとづく具体的な取組については、行動計画とは別に毎年度取りまとめ市民の皆さんに広く公表することとします。

(1) 広報及び啓発

【目指すまちの姿】

すべての市民や事業者が、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、積極的に実践に努めている。

【基本的な考え】

もてなしのまちづくりを推進するためには、市民や市民公益活動団体、事業者など各主体のもてなしのまちづくりの担い手としての自覚及びその主体的な取組が重要です。

もてなしのまちづくりの意識啓発、実践事例の情報発信などを市の広報誌や市ホームページ、「奈良市まちかどトーク³」などの広報手段を活用して行います。

(2) 活動の促進

【目指すまちの姿】

すべての市民が、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、もてなしのまちづくりの実践に努めている。また、事業者によるもてなしのまちづくりを推進する自発的な活動が盛んに行われている。

【基本的な考え】

もてなしのまちづくりの推進に当たっては、市民や市民公益活動団体、事業者など各主体によるもてなしのまちづくりを推進する自発的な活動や、市ともてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との協働が重要です。

情報の提供及び相談の対応・活動の場所の提供・人材育成の機会の提供などによる支援などの取組を行います。

³ 市政への理解・関心を深めていただくため、市民が希望したテーマについて、市の担当職員が出向き説明を行うもの。

(3) 学習の支援及び教育

【目指すまちの姿】

もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手が育成されている。

【基本的な考え】

もてなしのまちづくりを担う人材を育成するために、市民が奈良の歴史、文化、伝統等に関して学習することが必要であり、また、次代のもてなしのまちづくりの担い手として、特に子どもたちに奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を行うことが重要です。

学習機会の提供として、奈良の歴史などを学習できる催しの実施、公民館などにおける教室の開催などの取組を行います。

(4) 観光の振興

【目指すまちの姿】

訪れる人すべてが、世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力と「もてなしの心」に触れ、心地よく過ごすことができる。

【基本的な考え】

もてなしのまちづくりの推進に当たっては、観光の振興を通じて、多くの来訪者に奈良の魅力を堪能していただくことが必要です。

観光資源の開発及び保全、観光情報の発信、各種観光イベントの開催、観光誘致活動並びにこれらの活動に対する支援などの取組を行います。

(5) 交流の促進

【目指すまちの姿】

すべての市民が、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めている。外国人を含む多くの来訪者と積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有している。

【基本的な考え】

もてなしのまちづくり推進に当たっては、市民が多くの来訪者と、または市民相互で積極的に交流し、奈良の魅力を共有する機会を確保することが必要です。

市民が来訪者やもてなしのまちづくりを推進する団体との交流の機会の設定などの取組を行います。

(6) 美しいまちづくり

【目指すまちの姿】

奈良市の魅力を今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝しながら、すべての市民が、良好な環境及び景観の保全に積極的に取り組んでいる。

【基本的な考え】

多くの人を訪れたいまち、また、末永く暮らしたくなるまちとするためには、奈良の魅力でもある自然環境及び歴史的景観を保全するとともに、まちの美観を維持増進することが必要です。

自然環境の保全、歴史的景観の保全、ごみの散乱の防止・清掃などの関連条例に基づく取組のほか、市民や市民公益活動団体、事業者などに良好な環境及び景観の保全に対する理解を求め、自主的な活動の促進を行います。

(7) 優しいまちづくり

【目指すまちの姿】

年齢、性別、言語、習慣等の差異及び障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境が整備され、豊かな地域社会の形成に役立っている。

【基本的な考え】

多くの人を訪れたいまち、また、末永く暮らしたくなるまちとするためには、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備することが必要です。

各種公共施設におけるユニバーサルデザインの導入、わかりやすく多言語に対応した案内表示の設置、安全・安心のまちづくりの取組、快適な交通環境の整備などのほか、そのために必要な市民や市民公益活動団体、事業者などに対する啓発・支援・人材の育成を行います。

(資料編)

(1) 奈良市もてなしのまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第19条）

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会（第20条—第23条）

附則

奈良に日本の都が遷されてから1300年。往時を偲ばせるものが今なお輝きながら魅力あるたたずまいをみせるまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきたこのまちは、私たちの誇りです。

私たちは、このすばらしいまちを今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝し、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのかけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、観光客をはじめ、奈良を訪れる人すべてに愛されることこそが、私たちの願いです。そのためには、私たちが本来持っている「もてなしの心」を呼び覚まし、奈良を訪れる人を温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただくことが大切です。私たち一人一人が思いやりと親しみを込めて振る舞うとともに、身近な地域の魅力を掘り起こし、新しい価値を加え、育むことで、奈良を訪れる人の心が安らぎで満たされれば、それが私たちの喜びになります。そして、私たち一人一人がそのような「もてなしの心」を、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人にも向けて、「もてなしの心」を皆で共有することができれば、様々な立場を越えて、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

私たちは、こうした「もてなしのまちづくり」への努力を続けることによって、この歴史ある奈良の価値をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたくなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれる奈良のまちを目指します。

ここに、その決意をもってこの条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるもてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人一人が奈良に誇りと愛着とを持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進し、もって誰もが訪れたくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) もてなし 相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。
- (2) もてなしのまちづくり 市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのでき

るまちにする取組をいう。

(基本理念)

第3条 もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。
- (3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。
- (4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。
- (5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、市のすべての施策にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、それを推進するものとする。
- 3 市は、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民及び事業者と協働し、これらの者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。
- 4 市は、もてなしのまちづくりを推進するため、観光客等の来訪者（以下「来訪者」という。）に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

(市職員の責務)

第5条 市の職員は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常にもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかかわるすべての者に接し、積極的にもてなしの実践に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、もてなしの心をもって来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場で誰に対しても積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

- 2 市民は、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、その魅力を積極的に発信するよう努めるものとする。
- 3 市民は、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。
- 4 市民は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その事業活動において積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

3 観光にかかわる事業者は、その事業活動が来訪者の印象に与える影響が特に大きいことを認識し、もてなしの心を反映したサービスを提供するとともに、市民及び来訪者の意見をその事業活動に反映させるよう努めるものとする。

(来訪者の協力)

第8条 来訪者は、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることに配慮し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を理解しつつ、もてなしのまちづくりに協力するものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、もてなしのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第20条に定める奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者のもてなしの心を育み、これらの者のもてなしのまちづくりに関する取組への参画を促進するため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行うもてなしのまちづくりを推進する活動のために情報の提供その他必要な支援を行い、その活動を促進するとともに、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体と協働するために必要な施策を講じるものとする。

(学習の支援及び教育)

第12条 市は、地域、学校、家庭等様々な場において、市民が奈良の歴史、文化、伝統等を学習する機会を確保するよう努め、その学習を支援するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、子どもたちが奈良に誇りを持ち、もてなしのまちづくりの担い手となるよう、地域、学校、家庭その他の教育の場において、奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を実施するよう努めるものとする。

(観光の振興)

第13条 市は、市民及び事業者と協働して、多くの来訪者を迎えるため、観光資源の開発及び保全に努めるとともに、観光情報の発信その他観光の振興のために必要な施策を講じるものとする。

(交流の促進)

第14条 市は、市民が外国人を含む多くの来訪者と、又は市民相互で積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有することを促進するとともに、その機会の確保のために必要な

施策を講じるものとする。

(美しいまちづくり)

第15条 市は、市民及び事業者と協働して、良好な環境及び景観の保全を図り、奈良を美しく保つために必要な施策を講じるものとする。

(優しいまちづくり)

第16条 市は、市民及び事業者と協働して、公共施設の整備、案内表示の充実等、年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備するために必要な施策を講じるものとする。

(地域社会の形成の促進)

第17条 市は、市民による良好な地域社会の形成の促進を図るために、その自主性及び自立性を尊重しつつ、必要な施策を講じるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第18条 市は、もてなしのまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の情報収集及び調査研究を行うに当たっては、必要に応じて市民及び事業者と連携し、又は市民及び事業者と協力を求めるものとする。

(顕彰)

第19条 市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会

(設置)

第20条 第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、もてなしのまちづくりの推進を図るため、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) もてなしのまちづくりについての情報収集、調査研究及び情報発信に関すること。
- (2) 第19条に規定する顕彰についての審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりに関する重要事項

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との連携及び協働のために必要があると市長が認める事項を所掌する。

(組織)

第22条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

もてなしのまちづくり推進委員会の委員	日 額	10,000円
--------------------	-----	---------

(2) 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会委員名簿

平成28年4月1日現在

役 職	氏 名	所 属
委 員	井阪 英夫	奈良経済同友会 事務局長
委 員	井上 芳恵	龍谷大学政策学部 准教授
委 員	中川 直子	(株)奈良シティエフエムコミュニケーションズ (ならどっと FM) 代表取締役
委員長	中山 徹	奈良女子大学生生活環境学部 教授
副委員長	柳井 尚美	旅館組合 理事、旅館 松前 代表

敬称略 五十音順

(3) 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会からの参考意見（抜粋）

- ・(第1次)もてなしのまちづくり推進行動計画が策定されてから、社会の状況や人の気持ちが大きく変化している。もてなしとは、特別なものではなく、普通にあるものをより丁寧に行うことだと思う。
- ・もてなしのまちづくりの推進にあたり、奈良らしい重点項目を定めることにより、来訪者が増えれば成功と言えるのではないか。
- ・外国人旅行者に対しては、身振り手振りでもいいので、すべての市民が最低限度のコミュニケーションを取れるようになって欲しい。
- ・英語圏の方々への観光案内は多いが、その他の言語圏の方々への案内は少ない。英語圏以外からの外国人観光客の対応について、数多くいるだろうフランス語などの他言語を学んでいる方々と共に考えていく必要があると思う。
- ・外国人旅行者については、これまでの英語圏や中国、韓国からの方々に加え、最近はムスリムの方も増えてきている。文化や習慣の異なる方々が来られるため、商店街等でも喜びの声も戸惑いの声もあり、何か困ったことがあった際に相談できる場所が必要である。
- ・奈良市は福祉発祥の地であるので、市民が障がい者をもてなす気持ちを持っているまちになってほしい。
- ・シニア世代の女性を対象にしたもてなしをするなら、食やリラクゼーションの強化が必要である。
- ・若者に関しては大阪・京都と競争するのは難しい。
- ・もてなしをする側のレベルを上げるための教育が必要ではないか。
- ・大阪・京都では事業者が個々にもてなしの教育を行っているが、奈良市は1つ1つの店の規模が比較的小さいので、各自で行うのは厳しい。行政が主導して行ってほしい。
- ・もてなしのまちづくりを推進するための母体となる団体（(仮称)もてなしのまちづくり推進協議会）が必要だと思う。奈良市庁内で団体を新たに設立してはどうか。
- ・母体となる団体の代表者が年に数回集まって話し合うだけの組織となてはいけない。どういった方々をもてなしのまちづくりの対象にするかに合わせて部会を設立し、それぞれがもてなしを検討・実行するという体制の方がいいのではないか。
- ・社会情勢等を考えた際に、外国人旅行者やシニア世代という2つの対象にそれぞれ部会を設立し、もてなしをどのように進めるかを各部会で検討するといいいのではないか。